

## 特記仕様書

工 事 名 : 河維 6-1 五ヶ庄 4 号排水路修繕工事  
工 事 場 所 : 宇治市五ヶ庄谷前地内ほか  
工 期 : 契約締結日～令和 7 年 3 月 17 日

### 適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、河維 6-1 五ヶ庄 4 号排水路修繕工事（以下「本工事」という。）に適用する。

### 総 則

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市> 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「宇治市共通仕様書」という。)  
「土木工事施工管理基準」  
<近畿地方整備局> 「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」  
「土木請負工事必携」  
<京都府> 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)  
「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」  
<公益社団法人 日本下水道協会> 「下水道土木工事必携(案)」  
に基づき施工すること。

(総則)

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるものとする。

## 工事の着手

### (着工日の定義)

工事に着手する日(着工日)とは、現場事務所の設置(工事区域に設置する場合のみ)、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影など住民に特に影響がないと考えられる行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。又、地元説明会が必要となった時は、監督職員と協議を行い必要な書類を作成すること。

### (始期日)

施工着手日は、打合せ協議後とする。

なお、本工事(南工区)にて使用するFRPM管の工場製作等に期間を要するため、契約後速やかに現地測量・調査を実施し、設計図書の精査を行った上で速やかに材料発注を行うこと。FRPM管の工場製作期間は2ヶ月を見込んでいる。

本工事は2工区に分かれているため、適切に工程計画を立て円滑に工事を進めること。

### (作業休日)

本工事の工期は、雨天日・休日等の作業不能日数を含んでいる。なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

## 適正な技術者の配置

### (主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

#### 1 工事に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事に着手するまでの期間(現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

#### 2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修

(改造) 命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修(改造)の完成を確認した日とする。

施工体制台帳  
及び  
施工体系図

(施工体制台帳および施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。また、必要事項(代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、建設業の許可番号、一般建設業又は特定建設業の別)については漏れなく記載すること。

また、下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず、施工体制台帳にも警備業者を記載すること。

なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付すること。

建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造		<input type="checkbox"/> 手作業

		■有      □無	■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品		□有      ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（      ）		□有      ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社玉井道路	日曜・祝日を除く 毎日 8 時～17 時 22 時～4 時	50cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	1.4 km
コンクリート塊 （無筋）	株式会社三幸産業	日曜・祝日を除く 毎日 7 時 30 分～16 時 30 分	ゴミ・草等の混入は受入不可。	17.4 km
コンクリート塊 （有筋）	有限会社京奈リサイクル	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 8 時 30 分～16 時 30 分	75cm×75×75 cm以下に限る。	15.4 km
スクラップ	山城プレス工業株式会社	日曜・祝日を除く 7 時 30 分～17 時 30 分		1.6km
廃プラスチック類	財団法人宇治市廃棄物処理公社		著しく油分が付着していないこと 有害物質が付着していないこと 液状プラスチック、タイヤは搬入禁止	8.6km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(舗装版切断作業時に発生する排水処理)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

1 建設発生土については、株式会社 清水工業(伏見区小栗栖牛ヶ淵町残土受入場)に運搬するものとする。

また、土質が異なった場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社において、受入れが可能となった場合には、処分先を一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に変更するものとする。これに伴う残土処分費(運搬費含む)及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

2 前条に関しての受け入れ条件は、下記のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入不適なもの

アスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類するもの。

3 受注者は、建設発生土の搬出先に対して、入札前に受け入れ条件を十分確認するものとする。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	株式会社 清水工業 (伏見区小栗栖牛ヶ淵町残土受入場)	8時30分~17時	岩の混入率制限なし 岩の最大寸法制限なし	5.7 km

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○仮置きする場合 ・現場～仮置き場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置き場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
○クレダス・センサス	○クレダス・センサス	

変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要
	○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○クレダス・センサスは不要	○クレダス・センサスは不要
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○クレダス・センサス（FD 又は CD 含む） （最新版で作成） ○写真 ・運搬経路 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○クレダス・センサス（FD 又は CD 含む） （最新版で作成） ○写真 ・運搬経路 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名

	<p>【委託運搬処理の場合】</p> <p>・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号</p>
--	--

「土木工事共通仕様書（案）第24 条建設副産物8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。  
再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ  
([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)) に掲載の建設リサイクル報告  
様式（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完了後1年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲  
載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、  
実施書1部を提出するものとする。）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終  
処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に  
搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

監督職員

（段階確認・立会確認）

による検査

受注者は、別紙の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

（確認を含む）

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」

及び立会等

には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

#### 段階確認

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
管布設工	管路	管路完成時	管底高・延長	

#### 立会確認

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
側溝工		ベース修正時	底高	
開削工	掘削工	着手前	土質サンプル採取状況	1回/1工事
		施工時	掘削幅及び深さ、砂基礎厚み	

#### (材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

#### 施工管理

##### (品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を提出すること。

なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

品質試験項目

工種	種別	試験項目	試験頻度	試験方法
掘削工(現場発生土)	材料	含水比、コーン指数、粒度、液性限界・塑性限界の各試験、工学的分類突固めによる土の締固め試験		近畿地方整備局「土木工事施工管理基準」の「品質管理基準及び規格値」の「20道路土工」を準拠

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

出来形規格値

工種	項目	規格値	適用
表層工	面積	設計値以上	舗装展開図作成

(写真管理)

1. 写真帳の表紙には、工事番号、工事名、施工場所、工期、受注者名を記すとともに、「社印」を押印すること。
2. 写真撮影は原則として「横取り」とする。写真はカラーサービス版で枠無し、日付無しとする。  
また、デジタルカメラによる場合は200万画素以上とする。但し、電子納品の場合は、京都府電子納品ガイドライン(案)により120万画素とする。工事完成時に、JPEG形式で電子媒体(CD-R等)により200万画素以上のデータの提出も必要とする。
3. 写真帳は見開きで左に着工前、右に完成後として対比できるよう整理し、着工前と完成後は同じ角度で撮影すること。
4. 完成写真について監督員の指示があった場合は、全体写真と別に概要版としても提出すること。
5. 写真管理については、「土木工事施工管理基準」(平成22年4月 京都府)写真管理基準(案)によるものとするが、プリントにはA4版カラー印刷用紙を使用し、インク及び用紙共に劣化がなく永年保存できる(100年プリント同等の)ものとする。両面印刷の場合は裏写りしない用紙を使用すること。

(レディーミクストコンクリート施工の品質管理)

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定、コンクリート温度測定及び気温測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を得た上で、受注者のみで実施してよい。

(水路内作業の安全管理)

本工事は一部水路内作業があるため、非出水期施工としている。しかし、異常出水時等作業者の安全が確保されない場合は、速やかに作業を中止すること。受注者は、あらかじめ作業中止基準及び重機・資機材の退避基準等を定めておかななければならない。

工事中の  
安全確保

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第35条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・ 工事請負契約書(第54条)((※除草等委託契約書(第25条))
- ・ 建設業法遵守ガイドライン(平成20年9月 国土交通省)
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・ 新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構))

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

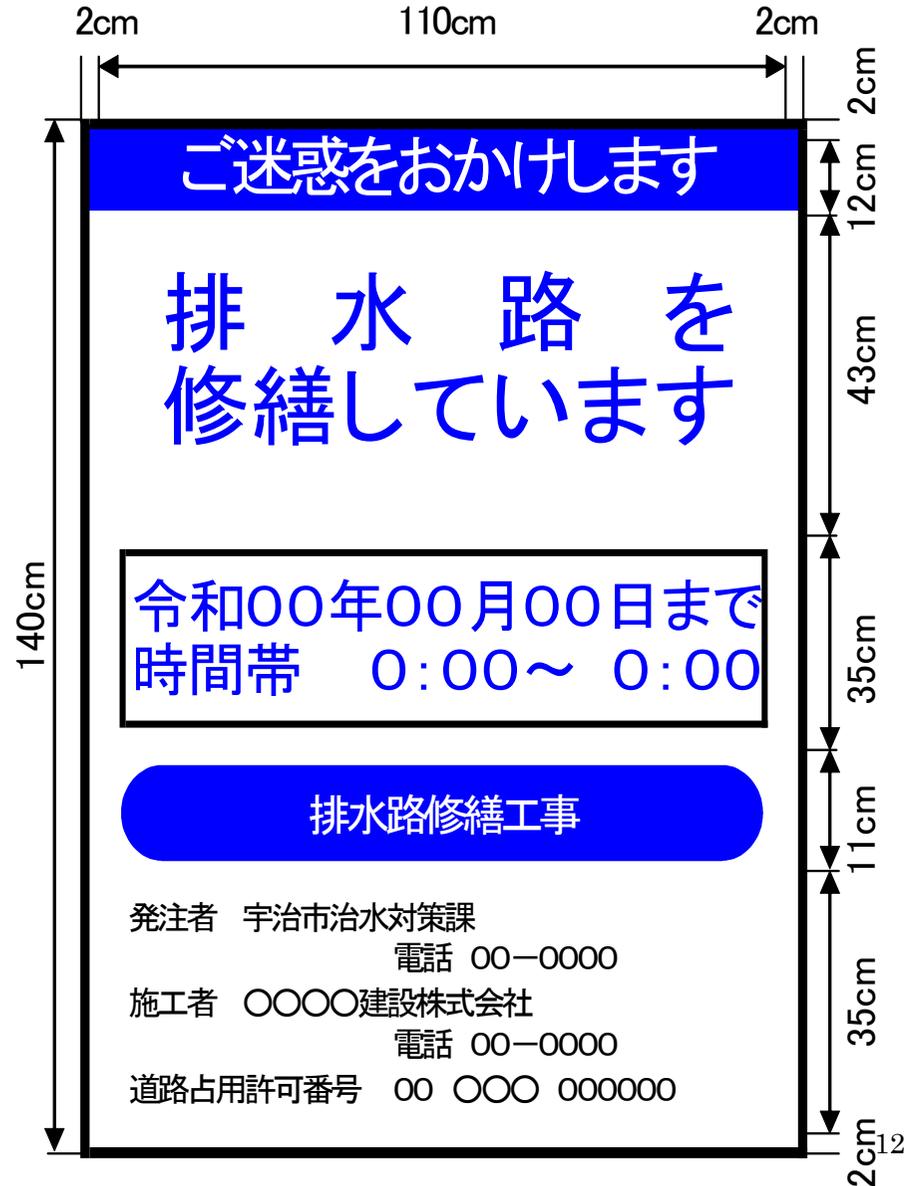
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：排水路を修繕しています

工事種別：排水路修繕工事

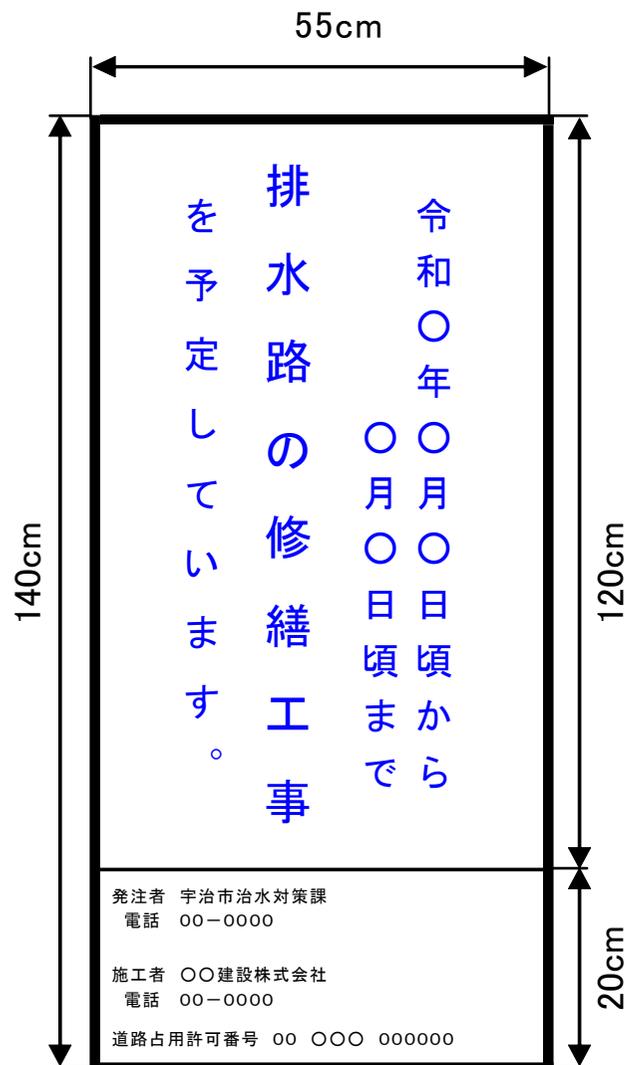
(標示板の記載例)

[工事表示板]

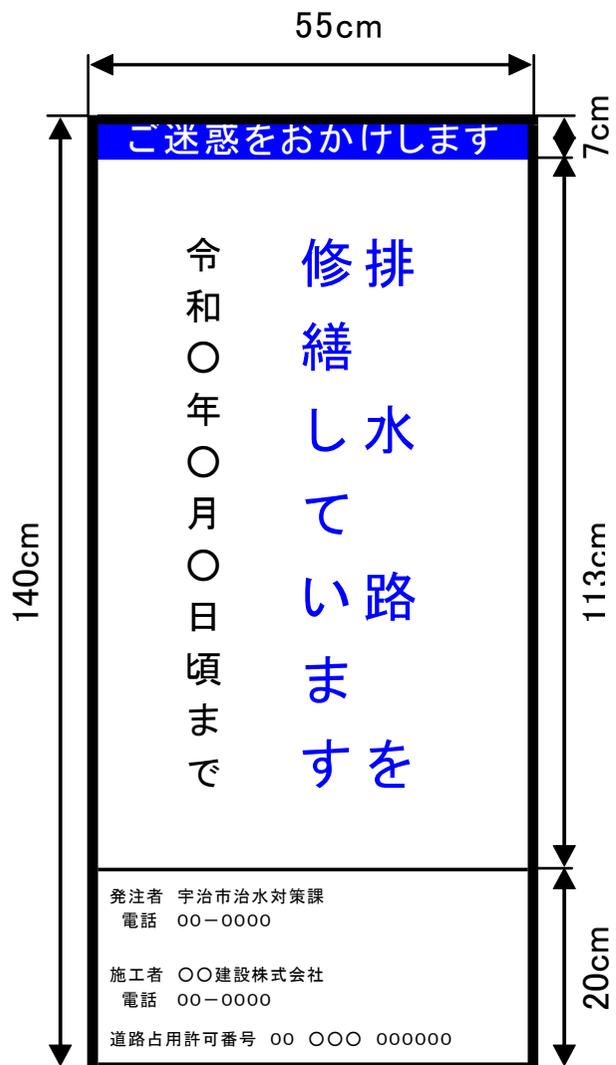


設置位置	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事区間の起終点に設置する。</li><li>・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li><li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li></ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li></ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li><li>・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li><li>・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。</li><li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li><li>・線の余白は2cm。線線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。</li><li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li><li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li></ul>

[工事情報看板]



[工事説明看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

(施工機械の指定)

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

施工機械の指定

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

なお、現場状況(地形・地質・地元との調整等)等でこれにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、受注者の都合による場合を除き、設計変更の対象とする。

また、本工事で使用する機械について整備状況が確認できる書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

工 種	機 械 名	指 定 規 格	備 考
機械床掘・埋戻	バックホウ	平積 0.2 m <sup>3</sup>	低騒音型、排出ガス対策型
管路等布設	バックホウ	平積 0.2 m <sup>3</sup> 、0.4 m <sup>3</sup> (クレーン機能付)	低騒音型、排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2t、4t	
殻運搬	ダンプトラック	2t、4t	

## 環境対策

### (環境等の保全)

- ・ 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・ 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- ・ 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・ 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。
- ・ 地域からの要望等にはできる限り応じること。又、応じることが困難なものについては、監督職員と協議を行い対応すること。

### (仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

## 交通安全管理

### (安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を 49 人計上しているが、道路管理者、所轄警察署及び地元住民等との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

### (安全施設類)

工事中は、常に養生・清掃・片づけを心掛け、危険防止に万全をつくすこと。

工事期間中の付近住民の安全確保に努めること。

標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」・「道路工事現場における標示施設等の設置基準」および「道路工事保安施設

設置基準（案）」等の諸基準により現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、施工に先立ち安全施設类等の設置計画（交通誘導員配置計画を含む）を監督職員に提出し、協議しなければならない。

受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

また、必要に応じ監督職員の指示により作業日報等（交通誘導員の配置状況等）の提出をしなければならない。

（コンクリートミキサー車の積載量の管理について）

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、ミキサー車1台毎の積載量が把握できる運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を検査時に提出しなければならない。

官公庁等への

（占用物件等）

手続き等

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について監督職員と協議を行い、対策を検討すること。

施工時間及び

（施工時間及び施工時期）

施工時期の

工事の作業時間は、原則として9：00～17：00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保

（建退共の提出書類）

事故の補償

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

（法定外の労務保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

共 通 （任意仮設）

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設である。

土工適用 （再生資材の利用）

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤、構造物の基礎、埋戻材	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン(20)	基層	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

## 盛土工

(発生土の利用)

本工事における埋め戻し材料は、現場発生土(流用土)とする。なお、現場発生土について施工管理で記載している別表の品質管理試験を行い、土質区分を明確にしなければならない。その試験結果により、埋戻し材料を購入土に変更する場合があります、この場合は、設計変更の対象とする。

なお、試験位置および箇所数については、監督職員との協議によるものとし、試料採取の際は監督職員が立会わなければならない。

## 配 合

(コンクリートの水セメント比)

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能AE減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

## 組 立

(スペーサー)

受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床版等で1㎡当り4個程度、ウェブ、壁および柱で1㎡当り2～4個程度を設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。また、受注者は打設するコンクリートと一体化する形状のスペーサーを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員の承諾を得なければならない。

なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。

また、出来形管理写真については、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「無筋・鉄筋コンクリート」の頻度で撮影することとする。

(アルカリ骨材反応抑制対策)

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領」(土木請負工事必携(H29.9)10.コンクリート中の塩化物総量規則及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領)によるものとする。

(レディーミクストコンクリート施工の品質管理)

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定、コンクリート温度測定及び気温測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を得た上で、受注者のみで実施してよい。

材料及び施工 (再生生コンクリートの使用)

再生生コンクリートの JISA5023 (砕石骨材 L を用いたコンクリート) を使用する場合は、捨コン等高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書 (認定証、混合物総括表) の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

養生 (コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中 (暑中) コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して監督職員の承諾を得るものとする。また、コンクリート打設時に外気温度を測定することはもちろんのこと打設後の養生期間についても外気温度を測定すること。

(型枠の反復利用)

コンクリート型枠の使用については、可能な限り鋼製型枠等の利用を図ることとし、合板型枠の使用に当たっては、型枠の反復利用を励行し、木材資源の節約に努めること。

また、新規に合板型枠を購入し使用する場合は、転用可能回数の多い塗装合板型枠を使用すること。

事前調査 (用地境界杭、境界プレート等について)

・ 測量

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

受注者は、工事着手後直ちに共通仕様書記載の測量を光波距離儀により受注者の責任でおこなうこと。設計図書記載の座標・数値等の確認をおこない、本工事着手前に結果を監督職員に報告するものとする。

また、用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。工事完了時にはそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

工事材料の (品質証明書等)

品質及び検査 受注者は、工事に使用する材料に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

提出書類 (納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤、埋戻材、構造物基礎
クラッシャーラン	C-40	埋戻材
再生粒度調整砕石	RM-30	路盤
山砂		構造物基礎
再生加熱アスコン混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層
レディーミクストコンクリート	各種	構造物
交通誘導員		

## その他

### （個人情報の保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、発注者にすぐに報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

### （完成図書）

完成図書の作成・整理方法については、監督職員と協議のうえ、工事完成日には提出すること。

### （舗装本復旧範囲）

本工事における舗装本復旧範囲は、本工事完了後、道路管理者の立会により決定する。

なお、本復旧面積に増減が生じた場合は、設計変更の対象とする。

### （関係機関協議）

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

### （地権者等との調整）

本工事の施工にあたっては、民地駐車場（北工区）及び自衛隊駐屯地敷地内（南工区）にて施工するため、管理者及び利用者と出入り等の調整を行った上で工事着手すること。また、利用者の往来を妨げることなく、歩行者及び車両が支障なく通行できるよう通路を確保して施工すること。

### （仮置き場の設置）

本工事においては、仮置き場を設置する場合は、仮置き場周辺の公衆災害の防止も含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(外壁・側溝等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(使用材料)

受注者は、本工事における使用材料について、設計図書の同等品以上の能力を有するものを採用することとし、監督職員の承認を得なければならない。

本工事で使用する二次製品は JIS、JSWAS もしくは協会規格品とし、監督職員立会いのもと検査（形状・寸法・外観・外圧強さ等）を行うこととする。

(安全関係)

- 1 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、事故の発生を防止すること。また地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 2 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

(全般)

- 1 受注者は、工事用水および工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設水路等に流してはならない。その対策について監督職員の確認を得た後に工事着手すること。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。